

鎌倉市教育委員会 令和4年3月臨時会会議録

○日時 令和4年(2022年)3月22日(火)
9時30分開会 10時29分閉会

○場所 鎌倉市役所 教育長室

○出席委員 岩岡教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第36号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

日程2 議案第37号

鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程3 議案第38号

鎌倉市学校整備計画検討協議会条例施行規則の制定について

日程4 議案第39号

鎌倉市教育委員会職員の人事について

日程5 協議事項

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に係る再議について

岩岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月臨時会を開会する。本日の会議録署名委員を林委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。

なお、日程の4、議案第39号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は人事案件のため、日程の5、協議事項「鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に係る再議について」は、未成熟な内容を含む案件で

あるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開にしたいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め、議案第 39 号及び協議事項については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 議案第 36 号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

日程の 1、議案第 36 号に入る。「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程第 1、議案第 36 号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由を説明する。

議案集 1 ページを参照願いたい。令和 4 年度（2022 年度）からの小学校給食費公会計化に際し、鎌倉市教育委員会事務分掌規則に規定する学務課の事務分掌を変更する必要があるため、鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正しようとするものである。

議案集 2 ページの規則案と 3 ページの新旧対照表を参照願いたい。学務課の事務分掌に小学校給食費の事務取扱に係る新たな規定を追加しようとするもので、鎌倉市教育委員会事務分掌規則第 4 条の学務課の規定中、第 25 号を第 26 号とし、第 14 号から第 24 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に、「第 14 号 小学校の学校給食費の徴収及び管理についての事項」を加えようとするものである。また、令和 3 年（2021 年）12 月施行の鎌倉市学校給食費に関する条例第 2 条第 2 項に基づき、第 13 号「給食費の助成についての事項」を「学校給食費の助成についての事項」に改める文言の整理を行うものである。

なお、本規則の施行期日は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日とする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 36 号は原案どおり可決された)

2 議案第 37 号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

日程の 2、議案第 37 号に入る。「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程第 2、議案第 37 号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由を説明する。

議案集 18 ページを参照願いたい。令和 4 年度（2022 年度）からの小学校給食費公会計化に際し、「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に、小学校における学校給食用食材料費に係る事務を新たに規定する必要があるため、「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正しようとするものである。

議案集は 19 ページの規則案と 20 ページの新旧対照表を参照願いたい。現在、学校給食費については鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 28 条に規定する学校徴収金に該当している。公会計化に伴って学校徴収金ではなくなるが、学校において学校給食用食材料費に関する事務の一部を引き続き実施する予定があるため、新たに学校給食用食材料費に係る事項について規定しようとするものである。そのため、当該規則第 38 条を第 39 条とし、第 28 条から第 37 条までを 1 条ずつ繰下げ、第 27 条の次に「第 28 条 学校給食に係る食材料費についての事務は、教育委員会が別に定める鎌倉市学校給食用食材料費に係る事務取扱要綱に基づき行うものとする。」の規定を加えようとするものである。

なお、本規則の施行期日は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日とする。

（質問・意見）

下平委員

規則の内容を変更する時は、全体の見直しをもう一度かけているのか。例えばかなり古い消防法などは変わってきていない気がする。直すのであればこの機会にすべて見直すのか、変更のあったところだけを今のように挿入してずらすだけなのかを伺いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課長

全体を見た上で見直しを行っている。なお、各法律が変わった場合は、総務課法制担当からその旨の通知が来て、その中で関係する条例等があれば改正している。

岩岡教育長

改正するタイミングで古いところを見直すということは法律全般で言えることであり、逆に変えるところがなかったら昔のままの法律もたくさんある。送り仮名が全てカタカナの法律もある。

教育文化財部長

参考までに、消防法という言葉だけではなく、法令番号を入れなければいけないことになっているため、消防法がいつ法律第何号でできたのかというように規定をすることになっているので、これが入っている。消防法がなくならない限りは、昭和23年にできた消防法が、例えば5条が時代の変化で変わるようなことは当然出てくるが、法律自体はもともとできているものが廃止にならない限り、法令上の法律番号なので変わらない。ただ内容が例えば火事が多くなってきた等予防的にこのようなことをやらなければならない等中身が変わってくることもある。今回と同じように条項がずれていくということはある。そこは先ほど教育文化財部次長兼教育総務課長が話したように規程の整理を必ず行っている。

下平委員

第23条で学校評議員について記載されているが、今後変わっていくのか。

教育文化財部長

今後コミュニティスクールを設置すれば変わっていく。

岩岡教育長

現在法律に基づくコミュニティスクールとは別にコミュニティスクールを作ろうと考えている。今の規則の中でも「学校運営を協議するために別に定める組織を設置した場合はこの限りではない」となっているので、コミュニティスクールを作ったところは学校評議員を廃止することができる規定はすでに埋め込んである。

林委員

学校休業日についてはどうなるのか。

岩岡教育長

第5条第2項に、学校休業日については「校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、必要があると認める日を休業日とすることができる。」となっている。今年の始業式の日は4月5日ではなくて4月7日なのであるが、これは鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則をいきなり変えるのではなく、まずは一度校長先生からの申し出で組み込んでみようということになった。もし円滑に進むようであれば、鎌倉市立小学校及び中学校の管

理運営に関する規則の学年始休業の規定自体をを変更しようと試しているところである。

林委員

来年また違う日になるかもしれないのか。

岩岡教育長

そういったこともありえる。

教育文化財部長

規則上は4月5日という位置づけになっているため毎年4月5日に行っているが、2年続けて土日を含んでおり準備がしにくい状況にあるので、令和4年度（2022年度）については校長先生からの申し出を受けて7日に変更する取扱いをしていく。

林委員

保護者への公表はいつ行うのか。

教育文化財部長

12月頃で、かなり早い段階でしている。

教育文化財部長

混乱しないようになるべく早く連絡した。小学校一年生は就学通知の中で連絡した。

（採決の結果、議案第37号は原案どおり可決された）

3 議案第38号 鎌倉市学校整備計画検討協議会条例施行規則の制定について

岩岡教育長

日程の3、議案第38号に入る。「鎌倉市学校整備計画検討協議会条例施行規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

学校施設課長

議案第38号「鎌倉市学校整備計画検討協議会条例施行規則の制定について」説明する。

議案集31ページを参照願いたい。鎌倉市学校整備計画検討協議会を設置するため、教育委員会1月定例会において可決を受け、市長に制定を申し出た鎌倉市学校整備計画検討協議会条例について、市議会2月定例会において審議が行われ、令和4年（2022年）3月18

日に開催された本会議において議決を得たことから、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、鎌倉市学校整備計画検討協議会条例施行規則を制定しようとするものである。

議案集 31 ページを参照願いたい。規則の内容としては、第 1 条にこの規則の趣旨について、第 2 条に協議会の会長及び副会長について、第 3 条に会議の運営について、第 4 条に会議の公開について、第 5 条に関係者の出席について、第 6 条に協議会の庶務処理について、第 7 条に協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める旨を規定している。

なお、施行期日は、条例の施行期日に合わせ、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日とする。

（質問・意見）

下平委員

協議会はこれから組織されるのか。

岩岡教育長

これからである。

下平委員

会長、副会長もこれからか。

岩岡教育長

設置することについて議会の可決を受けた。今回はその会議会則を定めるという議案である。

朝比奈委員

そんな重たいことは私にはできないと言われてしまうのではないか。

岩岡教育長

もしかしたら委員を受けていただけない事態もあるかもしれない。そこはしっかり人選をしていきたい。

下平委員

どういった組織になるのか。

岩岡教育長

条例で定めているが、一番大事なのは未就学者の保護者である。今の保護者はこれから学

校を整備しても卒業してしまうため、やはり将来の保護者が重要だということで、未就学者の保護者を入れていくことが目玉となる。後は現在の保護者、地域の方々、小中学校の校長が主な構成となっている。

下平委員

地域といっても鎌倉市にはいろんな地域がある。

岩岡教育長

本来の会議では、どこか特定の地域の代表者というよりはもう少し大きな枠組み、町内会の中でも連合的な括りにおける役割を持った方を意識している。各地域ごとの具体的な話を議論するのであれば、その際はまた別の部会を作るなども考えていかないと、うちの地域で議論した計画ではないと言われてしまうので、そこは柔軟に対応していく。

(採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された)

岩岡教育長

それでは、日程の4 議案第39号及び日程の5 協議事項は非公開のため、関係職員以外の職員の退席をお願いします。

非公開

4 議案第39号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

5 協議事項 鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に係る再議について

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって3月臨時会を終了する。